

試験規定

成績、進級及び卒業に関する規定

(学則より抜粋)

第四章 成績評価及び学科課程の修了、卒業

(成績の評価)

- 第12条 1. 学生の成績は、学科試験、各学科模擬試験及び出席状況により評定する。
2. 試験の成績は、各科目100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。
3. 授業を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学科試験)

第13条 試験は授業を行った全科目について、前学期の終わり及び後学期の終わりを行う。尚、3年生においては昼間部及び夜間部とも所定の科目について卒業試験を行うことができる。

(受験資格)

第14条 学年を通じて所定の授業時間数の4分の3以上出席し、かつ学則に定める各学科試験・模擬試験及び実習に係る出席時間数を満たす者は、前期試験、後期試験及び卒業試験を受験することができる。

(補習)

第15条 上記の時間数に満たない者で3分の2以上出席した者は、必要な補習を受けて再試験を受験することができる。

(再試験)

第16条 試験の成績が、合格点に満たない学科科目又は、上記の時間数に満たない者が必要な補習を受けた者については、1科目2,000円の受験料を添えて所定の届けを出し学校長の許可を得なければならない。

(追試験)

第17条 病気その他やむを得ない理由により受験できなかった学生については、1科目2,000円の受験料を添えて所定の届けを出し学校長の許可を得なければならない。但し、公休の場合は、この限りではない。

(進級・卒業)

第19条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、各学科の進級・卒業委員会の議を得て学校長が行う。

(在学期間の制限)

- 第20条 1. 上記の評定で進級・卒業が認められなかった学生は、留年とする。
2. 学生は、各学科・各学年とも同学年を2年を超えて就学できない。
3. 各学科・各学年とも2年間就学し、尚、判定基準に達しない者は、退学又は除籍処分とする。

試験に関する規定

ア. 次の各項に該当するものは試験が受けられない。

1. 各科目で、本校が定めた授業時間の出席率75%未満の者。ただし厚生労働省規定時間が10時間未満の教科についてはその限りではない。(10時間未満の教科は90分を2時間の授業時間として各1時間と読み、各々15分以上遅刻した場合を欠課とする。)

2. 提出物、実習作品等が定められた提出期限を過ぎても提出できなかった者。

(イ) 試験には定期試験(卒業試験含む)、追再試験がある。

1. 定期試験 実施時期は、各科の内規で定める。
2. 追試験 正当な理由により定期試験を受けることができなかった者は、医師の診断書または保証人の理由書を提出した者に限り、行うことがある。
3. 再試験 定期・追試験が不合格となった科目については、学校長の指示のあった場合に限り、再試験を行うことがある。この場合、成績評価は「60点」を超えることはない。

<注> 再試験料未納者は再試験を受験できない。

※「正当な理由」とは以下を意味する。

1. 父母兄弟の結婚式・ご祝儀
2. 親族等の忌引き
3. 就職試験
4. 公共交通機関の渋滞及び麻痺

(延着証明書などが必要)

5. その他、学校長が「正当な理由」と認める場合 (公休参照)

(ウ) 再試験の成績判定

1. 再試験で不合格があれば進級または卒業することができない。但し、学校長の指示のあった場合に限り再度再試験を行うことができる。

(エ) 受験上の注意事項

1. 試験開始5分前までに指定の試験場に入場し、着席していること。
2. 試験開始後15分を超えての入場を認めない。
3. 答案用紙に受験番号、氏名の記入のないものは無効となる。
4. 答案用紙は鉛筆書きとする。但し、赤鉛筆を使用してはならない。
5. 試験場での使用品は、筆記用具を除き、持ち込みを認められたものに限る。
6. 試験場において監督者の指示に従わない場合は退場を命ぜられ、その時間の受験科目は無効となる。
7. 不正行為のあった場合は、全科目0点とし、再試験を受験できない。

(オ) 学習の評価

- (1) 学習の評価は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合して、優（80点以上）、良（70～79点）可（60～69点）、不可（59点以下）とする。
- (2) 必要に応じてグレード・ポイント・アベレージ制度を用いた下記の評価をする。

評価		標点 (成績評価基準)	グレード ポイント (GP)
秀	A	100～90点	4.0
優	B	89～80点	3.0
良	C	79～70点	2.0
可	D	69～60点	1.0
不可	F	59点以下	0.0

- (2-1) グレード・ポイント(以下「GP」)は「A」、「B」、「C」、「D」及び「F」の各評価に対し、あらかじめ付与された等級でそれぞれ4、3、2、1及び0の順に付与する。
- (2-2) グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」)は各科目にあらかじめ設定されている単位数に当該科目の成績に応じてGPを乗じ、これらの合計を履修登録単位数で除して得られる数値をいう。その数に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。
- (2-3) GPA算出の対象外とする科目は次のとおりとする。
 - 1、本学以外で履修した科目を単位として認めたもの
 - 2、各学科において、やむを得ない理由によりGPA算出ができない科目
- (3) 以上の評価を与えられた者に単位を認定する。
- (4) 各学科で定められた単位を修得できなければ進級または卒業することができない。
- (5) 学科によっては上記の限りではない。
- (6) 成績は本人並びに保護者に通知する。